

令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、あおもり創生総合戦略及び弘前市総合計画に基づき、東京圏に居住し、東京都内の大学等を卒業した者の弘前市への移住及び定住を促進することで、中小企業等における人手不足の解消及び生産年齢人口の増加に資するため、令和7年度予算の範囲内において、弘前市東京圏学生地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領（平成31年4月1日実施）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び令和2年国勢調査時点の人口が平成22年国勢調査時点の人口と比較して10パーセント以上減少している市町村を除いた区域をいう。
- (2) 就業 週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用されることをいう。
- (3) 対象企業等 青森県内に事業所等を有する企業等で、次のアからウまでのいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者
 - イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等
 - ウ 官公庁等（地方公共団体が出資を行っている法人のうち、当該地方公共団体から補助金の交付を受けているものを除く。）
- (4) 交通費相当の地方就職支援金 就職に向けたインターンシップ、企業説明会等への参加及び採用試験の受験（以下「就職活動等」という。）に要した交通費に係る地方就職支援金をいう。
- (5) 移転費相当の地方就職支援金 移転費（弘前市への移住に係る運送費用（真に移住のために必要な費用であると市長が認めるものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る地方就職支援金をいう。

(交付対象者)

第3条 交通費相当の地方就職支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ定める要件を満たす者とする。

- (1) 次号以外の者 次のアからエまでに掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - ア 移住元に関する要件 次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 本部が東京都内に存する大学又は大学院（以下「都内大学等」という。）の東京圏内のキャンパスに原則として4年以上通学し、当該都内大学等を卒業し、又は修了していること。
 - (イ) 都内大学等の卒業学年又は修了学年（以下「卒業等学年」という。）において継続して

東京圏内に居住していたこと。

イ 移住先に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 弘前市に移住したこと。

(イ) 弘前市に、地方就職支援金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 申請日時点において、都内大学等を卒業し、又は修了した日（以下「卒業日等」という。）から1年を経過しておらず、かつ、対象企業等への就業をした日から1年を経過していないこと。

ウ 就業に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 対象企業等に就業をするために就職活動等を行い、卒業日等から1年以内に当該対象企業等に就業をし、かつ、申請日時点においても当該対象企業等への就業を継続していること。

(イ) 勤務地限定型社員（勤務地が弘前市内又は弘前市からの通勤が可能な地域であることが雇用条件として定められている社員をいう。以下同じ。）として就業していること。

エ その他の要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

(イ) 日本人、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第309号）別表第2に掲げる在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかであること。

(ウ) その他市長が地方就職支援金の交付の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 都内大学等の在学中に交通費相当の地方就職支援金の交付を受けようとする者 次のアからオまでの要件をいずれも満たすこと。

ア 都内大学等の卒業等学年に現に在籍しており、かつ、令和7年度中に当該都内大学等を卒業し、又は修了する見込みであること。

イ 卒業等学年において、継続して東京圏内に居住していること。

ウ 都内大学等を卒業し、又は修了した後に対象企業等に就業をし、かつ、弘前市に5年以上居住する意思を有していること。

エ 対象企業等に就業をするために就職活動等を行い、申請日時点において、当該対象企業等から勤務地限定型社員として採用の内定を得ており、かつ、就業開始予定日前1年以内の申請であること。

オ 前号エの要件を満たすこと。

2 移転費相当の地方就職支援金の交付の対象となる者は、前項第1号に掲げる全ての要件を満たす者とする。（地方就職支援金の額等）

第4条 地方就職支援金の額は、次の各号に掲げる地方就職支援金の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 交通費相当の地方就職支援金 就職活動等に要した交通費の実支出額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）又は17,000円のいずれか少ない額以内の額

(2) 移転費相当の地方就職支援金 移転費の実支出額又は108,000円のいずれか少ない額以内の額

- 2 地方就職支援金の交付は、前項各号の地方就職支援金についてそれぞれ1回限りとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、令和7年度弘前市東京圏UJTIターン就職等支援金交付要綱（令和7年度弘前市告示第206号）による移住支援金、令和7年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱（令和7年度弘前市告示第207号）による支援金又は令和7年度弘前市UTAーン就職等支援金交付要綱（令和7年度弘前市告示第208号）による支援金のいずれかについて交付決定を受けた者及び当該者と同一世帯に属する者に対しては、移転費相当の地方就職支援金は交付しない。

（交付の申請）

第5条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付申請書（様式第1号）及び本人確認書類並びに次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ定める書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

（1）次号以外の場合 次に定める書類

- ア 就業証明書（様式第2号）
- イ 卒業・修了証明書
- ウ 弘前市に移住したことがわかる住民票
- エ 移住元の居住地及び居住実態がわかる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書の写し、公共料金の領収書、卒業等学年籍時における複数月の家賃の支払いを証する書類等）
- オ 就職活動等に要した交通費又は移転費の支払いを証する書類
- カ 就職活動等を行ったことを証する書類（交通費相当の地方就職支援金の交付を申請する場合に限る。）

（2）都内大学等の在学中に交通費相当の地方就職支援金の交付を申請する場合 次に定める書類

- ア 現に卒業等年度に在籍していることがわかる在学証明書
- イ 対象企業等から勤務地限定型社員として採用の内定を得ていることを証する書類
- ウ 卒業等学年における居住地及び居住実態がわかる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸契約書の写し、公共料金の領収書、複数月の家賃の支払いを証する書類等）
- エ 就職活動等に要した交通費の支払いを証する書類
- オ 就職活動等を行ったことを証する書類

2 市長は、前項各号に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 前項の申請書等の提出期限は、令和8年1月16日とする。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適當と認めるときは、地方就職支援金の交付を決定し、速やかに令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、地方就職支援金の交付について不適當と認める場合又は予算上の理由等により地方就職支援金の交付を不可とする場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（地方就職支援金の請求等）

第7条 地方就職支援金の請求は、令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 地方就職支援金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後、紛失等により交付決定通知書の再交付を受けようとするときは、令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の再交付願を受理したときは、速やかに令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付決定通知書を当該申請者に再交付するものとする。

(報告の求め及び現地調査等に基づく指示)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、地方就職支援金の交付決定を受けた者（以下「支援金受給者」という。）に対し、移住、就業等の状況の報告を求め、又は現地調査等を行ったうえで、必要な措置をとることについて指示することができる。

(決定の取消し及び返還請求)

第10条 市長は、支援金受給者が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める地方就職支援金の額に係る交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に地方就職支援金が交付されているときは、当該各号に定める地方就職支援金の額の返還を請求するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等であることが判明した場合

イ 都内大学等の在学中に交通費相当の地方就職支援金の交付を申請して交付決定を受けた場合で、申請日から1年以内に対象企業等に就業をしなかった場合

ウ 都内大学等の在学中に交通費相当の地方就職支援金の交付を申請して交付決定を受けた場合で、申請日から1年以内に弘前市に移住しなかった場合（申請日時点において弘前市内に住所を有する場合を除く。）

エ 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合（退職し、又は解雇された日から3か月以内に他の対象企業等に就業をした場合を除く。）

オ 弘前市に移住した日（以下「移住日」という。）、地方就職支援金の交付に係る企業等における就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年に満たない間に弘前市外に転出した場合

(2) 移住日、地方就職支援金の交付に係る企業等における就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から5年以内に弘前市外に転出した場合（前号オに該当する場合を除く。） 半額

(3) 前条の規定による報告の求め若しくは指示に従わない場合又は法令若しくはこの要綱の規定に違反した場合（前2号に該当する場合を除く。） 市長が定める額

2 前項の規定による地方就職支援金の交付決定の取消しに係る通知及び移住支援金の返還請求は、令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第6号）により行うものとする。

3 支援金受給者は、第1項第1号又は第2号に該当することとなった場合は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(返還の免除)

第11条 支援金受給者は、前条第1項第1号又は第2号に規定する場合に該当するに至った原因が就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情であるときは、令和7年度弘前市東京圏学生

地方就職支援金返還免除申請書（様式第7号）に当該事情を証する書類を添付して返還の免除を申請することができる。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、返還の免除の認否について青森県と協議のうえ決定し、返還の免除を承認する場合は、令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金返還免除承認通知書（様式第8号）により、承認しない場合は令和7年度弘前市東京圏学生地方就職支援金返還免除不承認通知書（様式第9号）により、その旨を当該支援金受給者に通知するものとする。

（返還請求が生じた場合の通知）

第12条 市長は、地方就職支援金の返還請求を行うべき事案が生じた場合は、速やかに青森県に通知するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。